



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所 福島県いわき市常磐西郷町落合788番地

氏 名 有機合成薬品工業株式会社 常磐工場
執行役員 常磐工場長 鬼頭 真

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0246-42-4221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

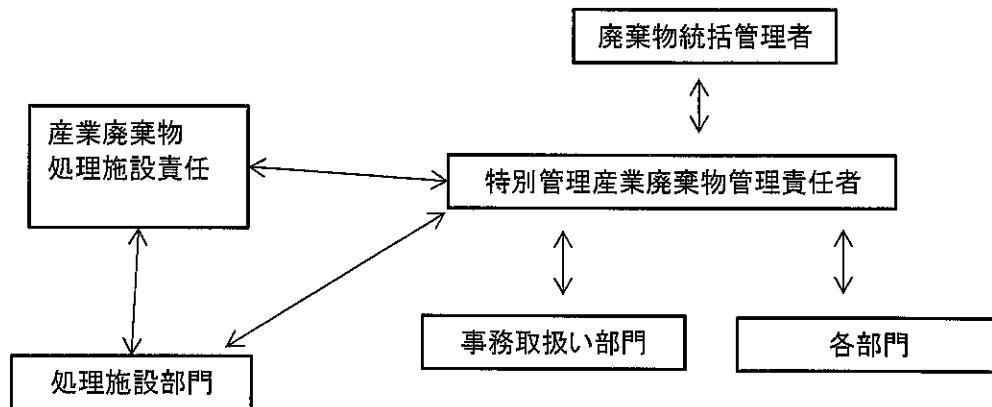
事業場の名称	有機合成薬品工業株式会社 常磐工場
事業場の所在地	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	15,128百万円
③ 従業員数	252名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添資料のとおりです。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	排出量	2208.5 t	t
	（これまでに実施した取組） 発生した、廃油の内、有価物として売却できる廃油を設定し、排出量の抑制を実施した。222.0 t 有価売却した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	排出量	2000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 昨年度に引き続き、発生した、廃油の内、有価物として、売却できる廃油を設定し、排出量の抑制を実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有価物への転換：引火性廃油（222.0 t）出荷した。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 昨年に引き続き、発生廃油の内、有価物として、売却可能な廃油を設定し、廃棄物の抑制に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定がない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	854.6 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	1000 t	t
③現状	（今後実施する予定の取組） 昨年度に引き続き、焼却設備による、廃油処理を実施する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定がない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照 No. 4、No. 4-1、No. 4-2 No. 20-1～No. 26	
	全処理委託量	1132.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1132.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	365.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) No. 4廃油の処理委託については、優良認定処理業者を選定し、80%以上の廃棄物を優良業者に委託し、No. 20の強アルカリ並びに、No. 22の強酸の処理委託に関しては、優良認定業者を選定し、処理を実施した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別添資料-2参照 No. 4、No. 4-1、No. 4-2 No. 20-1～No. 26	
	全 処 理 委 託 量	2000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1100 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	400 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度に引き続き、No. 4廃油の処理委託については、優良認定処理業者を選定し、80%以上の廃棄物を優良業者に処理委託し、No. 20の強アルカリ並びに、No. 22の強酸の処理委託に関しては、優良認定処理業者を選定し、処理を実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2208.5	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年4月より電子マニフェストを導入。 電子化による効率化、一元化を図る。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添資料－２（特別管理産業廃棄物処理計画書）

特別管理産業廃棄物の種類		2024年度実績 排出量(t)	中間処理	有価物
No.4	廃油	662.9		222.0
No.4-1	特管廃油(有害)	24.1		
No.4-2	廃油(有害)	4.3		
No.10	廃油(VPタール自社処理)	185.1	185.1	
No.12	廃油(SP-1自社処理)	334.6	334.6	
No.16	廃油(HPC、GY自社処理)	334.9	334.9	
NO.17-1	混合物(飛散性石綿)	0.001		
No.20-1	強アルカリ	100.1		
No.20-2	廃アルカリ(有害)	86.3		
No.20-3	強アルカリ(有害)	11.0		
No.21	汚泥(有害廃棄物)	20.7		
No.22-1	強酸	91.7		
No.22-2	廃酸(有害)	46.2		
No.22-3	強酸(有害)	84.6		
No.26	水銀含有ばいじん等	0.0041		
合計		1,986.5051	854.6	222.0
自社処理分を除く・電子マニフェスト交付		1,131.9051		

第2面	特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
	①現状	(これまでに実施した取組) 発生廃油の有価物への転換: 廃油206.6tを有価物へ転換し、廃棄物としての処理を抑制した。	
		排出量	2,208.5 (t)
	②計画	(今後実施する予定の取組) 昨年に引き続き、発生廃油の内、有価物として売却可能な廃油を設定し、廃棄物の抑制に努める。	
		排出量	2,000.0 (t)
	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価物への転換: 引火性廃油(220.0t)を出荷した。	
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 昨年に引き続き、発生廃油の内、有価物として売却可能な廃油を設定し、廃棄物の抑制に努める。	

第3面	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
	①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
	②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する予定がない。	
	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
	①現状	(これまでに実施した取組) No.10.12.16の廃油に関しては、自社焼却施設での焼却処理を実施した。	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 854.6 (t)
	②計画	(今後実施する予定の取組) 昨年に引き続き、No.10.12.16の廃油に関しては、自社焼却施での焼却処理を進める。	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 1,000.0 (t)

第4面	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
	①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
	②計画	(今後実施する予定の取組) 実施する予定がない。	
	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	①現状	(これまでに実施した取組) No.4廃油の処理委託:優良認定処理業者を選定し、廃棄物の処理委託を実施した。 No.20-1.2強アルカリ(有害)No.22-1.2強酸(有害)の処理委託:優良認定処理業者を選定し処理を実施した。	

全処理委託量	1,132.0	(t)
--------	---------	-----

第5面	②計画	(今後実施する予定の取組) 昨年に引き続き、No.4については優良認定処理業者を選定し、廃棄物の委託処理を進める。 No.20-1.2強アルカリ(有害)No.22-1.2強酸(有害)の処理委託: 優良認定処理業者を選定し処理を進める。	全処理委託量 1,100.0 (t)
-----	-----	---	-----------------------